

景文科技大学専任教員配置規定

(人1006)

2018年04月24日 2017学年度第3回学務会議にて可決
2018年06月05日 2017学年度第4回学務会議にて可決
2018年06月13日 第10期第13回取締役会議にて可決
2020年04月14日 2019学年度第3回学務会議にて可決
2020年06月23日 第10期第21回取締役会議にて可決
2021年04月13日 2020学年度第3回学務会議にて修正可決
2022年06月23日 第11期第11回取締役会議にて修正可決

第一条 本学は、社会の変化や教学部門の調整により基本授業時数不足が生じた専任教員（以下、「超過教員」）を適切に配備するため、教員法第12条、第27条、学校法人および所属私立学校教職員の定年退職補償離職解雇条例（以下、「私立校退職・解雇条例」）第22条の規定に基づき、「景文科技大学専任教員配置規定」（以下、「本規定」）を制定する。

第二条 本規定でいう基本授業時数の不足とは、各教学部門が学務会議で可決した規範を遵守するために行った、募集停止、募集減少、形態変換、合併、名義変更、課程調整により、授業科目が変更または授業時数が減少し、所属教員が下記のいずれかに該当する場合を指す。

- (一) 当該教員の当学期における授業開始時数が学期の基本授業時数の50%に達しない。
- (二) 当該教員の当学期における授業開始時数が基本授業時数の50%以上であるものの、基本授業時数が不足しており、各学期の不足時数を累積すると、学期基本授業時数の50%を超える。

上学期と下学期の授業時数を合計すると1学年の基本授業時数に達する場合は、基本授業時数の不足とはならない。

各学部が募集の停止や減少をしないにもかかわらず、教員の基本授業時数が不足する場合、学部、学院、学校の順に授業割当てを援助し、基本授業時数に達するようにする。

第三条 教務課は、各学期（10月15日/3月15日の前）に各教学部門の立会いの下、本学および各学院の「授業手配作業要綱」などの規定により、当学期における所属教員の全体授業時数を定める際には、各教学部門に通知し、2週間以内に第2条の規定に適合する教員と不足時数をリストにして教務課に提出し、人事室を通じて学長の承認を得、教員配置手順に従い「専任教員配置委員会」を設立する。

第四条 超過教員を教学部門に配置し授業を手配する際には、特殊専門課程の必要を除き、原則として兼任教員を雇用せず、下記の規定に従うものとする。

- (一) 教員の専攻科目に従った授業を行う。

(二) 専任教員の授業は時間を超過してはならない。ただし課程の手配上、超過時間を分割できない場合は、この限りではない。

(三) 教員の専攻と一致しない場合、当該課程は優先的に超過教員に割り当てる。
超過教員を有する教学部門に兼任教員を雇用する必要がある場合、まず学校レベルの教員評価委員会の審議を受け、合格した上で任職させる。

第五条 本学の専任教員配置委員会は、副学長、教頭、学院院長、人事室主任、各院の教員代表により設立され、副学長が招集者を担任し、人事室主任が執行秘書を担任する。

前項の各院の教員代表は、各院務会議が推薦する。教員数が30人に満たない場合は、代表を1人推薦し、30人を超える場合は2人推薦する。

審議事項の内容が委員本人、配偶者、三親等以内の親属に関するものである場合、当該委員は自主的に回避する。自主的に回避しない場合、委員長は回避するよう勧告することができる。回避すべき委員は出席者とせず、表決に参加する場合、その表決行為は効力を持たないものとする。

当該委員会の委員は本人が出席するものとし、委員の3分の2以上の出席により会議を開始することができる。人員配置事項の決定は、出席した委員の3分の2以上の同意を得て可決される。

第六条 超過教員の配置方法は次のとおりとする。

一、他の教学部門への配置転換：本学専任教員専攻配置転換作業要綱に従う。

二、職務転換：

- (一) 規定時間内に「教員職務転換申請書」を転入を希望する部門に提出して申請する。
- (二) 申請案は転入希望部門の必要に応じたものとし、転入希望部門の主管の意見を参考にする。
- (三) 職務転換の同意を得た後、教員定年退職または解雇の手続を行った上で職務転換を行う。
- (四) 超過教員の職務転換が認められた後、給与階級は本学職員の給与規定に基づき新たに承認を受ける。

三、校外配置：超過教員が「大学高等教育者昇進研修マッチングプラットフォーム」に登録する、またはその他就業斡旋機関を通し、転職の機会を得る場合、学長の同意を得た上で、3か月間職位と給与を変更せずに研修に参加した後、離職することが許可される。

第七条 超過教員が前条の規定による配置を受けることができない場合、学校は私立校退職・解雇条例の規定に従い、当該超過教員を自発的定年退職または自発的解雇として扱う。

- 第八条 超過教員が自発的解雇を申請する場合、解雇同意書を提出し、私立校退職・解雇条例第22条の規定に従い、教育部の承認を得た上で、その効力が生じるものとする。
- 第九条 超過教員が自発的定年退職または自発的解雇に応じる場合、私立学校教職員定年退職補償離職解雇積立金管理委員会が承認する定年退職または解雇給付金に加え、本学は離職慰労金を別途支給する。その金額は、本学での勤務満1年に対し1か月の俸給（基本給＋学術研究付加給与）として計算し、最高6か月分を給付する。
- 第十条 本規定に従い配置できない超過教員が、私立校退職・解雇条例規定に従い自発的定年退職または自発的解雇者に応じず、配置委員会が他の配置方法がないことを確認する場合、教員法第27条、私立校退職・解雇条例第22条の規定に従い強制解雇する。
- 第十一条 本規定は学務会議にて可決され、取締役会議の承認後に公布・実施される。